

佐賀県告示第三百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、下宿鳥獣保護区及び玄海鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（平成元年佐賀県告示第七百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事 古川 康

その一の二中「藤津郡」を「嬉野市」に改める。

その一（の三）を次のように改める。

三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成三十一年十月三十一日まで

その一に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐賀県南西部に位置し、下宿生活環境保全林を含む区域であり、地域住民の憩いの場として親しまれており、ヒバリ、セツカ、ホオジロ、カシラダカ等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その二の二中「東松浦郡」を「唐津市」に、「国道二〇四号外津線」を「国道二百四号外津線」に、「栽培漁業センター」を「玄海水産振興センター」に、「町道波戸港線」を「市道波戸港線」に、「同町道を北東」を「同市道を北東」に、「国道二〇四号名護屋大橋」を「国道二百四号名護屋大橋」に、「町道在郷町森木線」を「市道在郷町森木線」に、「同町道を南西」を「同市道を南西」に、「町道白畑線」を「市道白畑線」に、「同町道を西へ進み国道二〇四号」を「同市道を西へ進み国道二百四号」に、「南へ進み国道二〇四号」を「南へ進み国道二百四号」に、「国道二〇四号外津橋」を「国道二百四号外津橋」に改める。

その二の三を次のように改める。

### 三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成三十一年十月三十一日まで

その二に次のように加える。

### 四 保護に関する指針

#### イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐賀県北西部の東松浦半島にある玄海国定公園内に位置し、佐賀県レッドリスト掲載種であるウミスズメのほかに、ウミウ、ヒメウ等の海洋性鳥類の生息地となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、今後とも鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を

図る。

#### 八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。